

建設水道常任委員会

平成17年3月14日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎中川 靖広 ○飯高 昭二 浅井 正八
吉川 勝義 木澤 正男

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 長 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	北村 光朗	建 設 課 長	堤 和雄
建設課参事	今西 弘至	同 課 長 補 佐	川端 伸和
観光産業課長	田口 好夫	同 課 長 補 佐	辻本 邦好
都市整備課長	藤本 宗司	都市整備課参事	西田 哲也
同 課 長 補 佐	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	藤川 岳志
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上下水道部長	池田 善紀
上水道課長	水田 美文	同 課 長 補 佐	勝眞 基好
同 課 長 補 佐	井上 究	下水道課長	谷口 裕司
同 課 長 補 佐	角井 敏文		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 吉川委員、木澤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、吉川委員、木澤委員のお二人を指名いたします。

委員長

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに本会議からの付託議案についてであります。（1）議案第8号、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

都市整備
課長

それでは議案第8号、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

（ 議案書朗読 ）

都市整備
課長

最後のページ、要旨につきましても朗読をさせていただきます。

（ 要旨朗読 ）

都市整備
課長

改正の内容でございますが、前のページの新旧対照表により説明をさせていただきます。左側が改正後、右側が改正前という事ござい

ます。ア、広告塔、アーチ広告物、屋上広告物、建植広告物、軒下広告物、塀垣広告物等につきまして、許可期間を1年から3年に延長をいたしまして、広告物の1個の広さ、5平方メートルまで880円を1,500円、広さ5平方メートルを増すごとに880円を加算する部分を1,500円を加算するという事に改正をすることにいたしております。イ、気球広告物であります、許可期限1年には変更はございませんが、1個880円を1個1,000円に、エ、電柱広告物、これも許可期間には変更なく1年で、1件5個までを880円を1,000円、5個増すごとに880円を1,000円に改正をするということです。オ、立看板、許可期間については2ヶ月に変更はございませんが、1件5個まで880円を1,000円に、5個増すごとに880円加算を、1,000円加算するという事に改正をいたしております。ク、広告幕、カ、はり札、キ、はり紙については許可期間、手数料の額とも変更はいたしておりません。

以上の内容となっております。ご審議賜りまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、以上のとおりでございますが、先の委員会にて苦情処理の状況につきまして、資料でもってという、ご指摘をいただいております。一覧表に纏めさせていただきます。

違反広告物調査報告書、通報者等の名前も出ておまして、一覧表に纏めさせていただきます。平成15年度、16年度の3月7日現在までのものを纏めております。住民等からの通報、苦情が寄せられれば、直ちに現場確認を行ないまして、広告物の状況によって、直ちに職員にて撤去をするか、当事者に自主除却を促すか、対応について見極め、それぞれの指導結果につきましては右の欄のとおりとなっております。以上が苦情処理に係るものでございます。

次に、裏面をご覧くださいと思います。裏面の分につきましては、上段でございますが、平成16年10月2日に開催をされました環境保全推進委員連絡会議の場におきまして、環境保全推進委員の皆様

様方にも違反広告物の掲出について見受けられた場合に、推進委員さんの活動報告として報告願うということでお願いをいたしまして、昨年の10月から実施をいたしております。その内容について纏めさせていただきます。それぞれについて自主除却、職員による除却にて対応をいたしている所でございます。

その下の簡易除却物の件数について纏めさせていただきます。委託しておりますシルバー人材センターに基づいて除却したもの、そして職員等にて除却したものの総数でございます。平成14年度から町の事業として取り組んでおりますが、シルバー人材センターへ月2回、除却作業を委託しているところで、掲出されても直ぐに除却をされるということもあって、年々減少をしているところでございます。今後も継続して除却作業を行ないまして、違反広告物のないまちづくりをしていきたいと考えております。前回、指摘をいただいております違反広告物の除却の状況でございます。よろしく願いいたします。報告を終わらせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

飯高委員 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例、新旧対照表なんですが、その中に1個の広さ5平方メートルという事で、例えば、1辺が2メートルだったら、1辺が2.5メートルという事で、5平方メートルになるんですが、その高さ制限とか、横に対しての制限というのは何かあるんですか。

都市整備課長 屋上広告物、風致地区の関係、軒下広告物、その辺についても全て高さ等、規定をされまして、その種類別の基準に基づきまして許可をするというような指導基準になっておりまして、屋上広告物の場合であれば、建築物の高さの3分の1の高さまでとか、個々、内容によって高さの基準が設けられております。また、その内容については、後刻、確認をしていただければと思います。

飯高委員 分かりました。それと、申請によって届けられると思うのですが、実際に看板を設置された場合に本当にその申請に基づいた大きさになっているのか、どうかという、その確認はどこでされるのですか。

都市整備課長 あくまでも申請に基づいて許可をしていく訳ですが、申請の中に図面等、添付していただいております。なかなか現場で高さ等確認する部分については難しいところはある訳なんです。その申請を基に目視というような形に、現場で確認できるものもありますし、目視になる部分もございますが、現場確認をしながら、現在、事務を進めているというところなんです。

委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第8号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、(2)議案第13号、斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

下水道課長 それでは議案第13号、斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

下水道課 新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。
長 第22条中第2項第4号でございますが、破産宣告という文言を破産手続開始の決定に変更するものでございます。
それでは、要旨の朗読をもって斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例のご説明とさせていただきます。

(要旨朗読)

下水道課 以上、簡単ではございますが、斑鳩町下水道条例の一部を改正する
長 条例のご説明とさせていただきます。
何卒、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第13号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、(3)議案第14号、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及

び利子補給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課長 それでは議案第14号、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

下水道課長 新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。

第11条第1項第1号でございますが、先ほどの議案第13号と同じく破産宣告という文言を破産手続開始の決定に変更するものでございます。

それでは、要旨の朗読をもって斑鳩町斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例のご説明とさせていただきます。

(要旨朗読)

下水道課長 以上、簡単ではございますが、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例のご説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議賜われますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第14号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、(4)議案第18号、平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。

下水道課 それでは、平成16年度公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)長 について説明させていただきます。
まず、はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

下水道課 それでは、補正予算書の事項別明細書の歳入より説明させていただきます。長

6ページをお開きください。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫補助金、第1目、公共下水道事業費国庫補助金でございますが、1,600万円の増額、次に、7ページをご覧くださいませでしょうか。

歳出でございますが、第2款、公債費、第1項、公債費、第1目、元金で、1,600万円を増額するもので、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ1,600万円を増額し、歳入歳出それぞれ14億2,278万1,000円にするものでございます。

これは、平成13年度事業として執行いたしました公共下水道事業で国の財源措置として、NTT無利子貸付金で事業を実施いたしてお

りますが、今年度で一括償還することとなり、その財源として償還補助金を受けることとなり、歳入、歳出で1,600万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に3ページにお戻り下さい。第2表、繰越明許費でございます。

第1款、下水道費、第1項、下水道費でございます。

議員皆様方のご配慮をいただき、議会初日に議決をいただきました議案第27号、平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について、公共第1号、龍田北汚水幹線1工区の工期を延期することに伴い工事請負費で2億1,000万円の繰越明許をお願いするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為についてでございます。

国の経済対策事業を受けることにより、期間といたしまして平成17年4月1日より平成18年3月31日まで、限度額といたしまして、9,600万円の債務負担行為の手続をお願いするものでございます。

これは、今年度中に工事を発注、契約を前倒して行い、翌年度の着工をスムーズに進めることを目的としたもので、龍田北1丁目地内におきまして2工区の工事を発注するものでございます。そうしたことから、今回の補正予算におきまして債務負担行為のお願いをするものでございます。

それでは、1ページにお戻り下さい。

朗読をもって平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)のご説明とさせていただきます。

(予算書朗読)

下水道課長 以上、簡単ではございますが、平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。宜しく、ご審議賜わり、何卒、原案通りご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

飯高委員 龍田汚水幹線の延期に伴って、周辺に対して延期の理由、周知されているのかどうか、確認したいと思います。

下水道課長 自治会に対しましては、再度、回覧で工事の延期のお願いをさせていただいたところでございます。そして、発進基地の周辺につきましては直接、声を掛けさせていただきまして、依頼をした状況でございます。

委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第18号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、(5)議案第19号、平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題と致します。
理事者の説明を求めます。

上水道課長 それでは平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。
まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上水道課
長

それでは3ページをお願いいたします。

内容につきましては、前回の委員会でご説明しております内容に変更はなく、水道施設整備事業資金貸付金の繰上償還に伴い資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入、第1項補助金、第1目国庫補助金で33万4,000円の増額と、支出で、第1款資本的支出、第2項企業債償還金で33万4,000円の増額をお願いするものでございます。

それでは1ページをお願いします。朗読をもって説明とさせていただきます。

(予算書朗読)

上水道課
長

以上簡単でございますが、説明とさせていただきます、ご審査の上、よろしくご承認賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第19号、については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長

次に、継続審査について審査することといたします。

(1) 公共下水道事業に関することについてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。

下水道課
長

継続審査であります公共下水道に関することについて、ご報告いたします。

安堵町におきますポンプ場は完成し、流域下水道へ流入することに対し協議が完了いたしており、町公共下水道からの流入について、3月4日付で了承する旨の通知をいただいております。

それにより、町の公共下水道の供用開始でございますが、事前委員会でもご説明させていただきましたとおり、3月31日より供用開始することとし、明日3月15日から、供用開始に関する図書の縦覧を行います。

なお、供用開始に該当する自治会につきましては、既に説明会は終わっておりますが再度、あらためて回覧をお願いし、公共下水道の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

また、指定工事店関係につきましては、既に登録が済んでおります業者が37社あり、更に本年度は21社が登録の申請を済ませており、平成17年度におきましては、合計58社となる見込みであります。

なお、3月17日と18日に上下水道部庁舎会議室におきまして、指定工事店に対しまして、供用開始についての説明会を開催し、書類手続や排水管の改造工事に関しまして技術的な基準について相互に確認できるよう考えております。

次に、町公共下水道事業の進捗状況でございますが、龍田北污水幹線1工区工事につきましては、今議会、初日に5月31日までの工期の変更を議決いただいたところでありますが、既に、北向きの推進工事、龍田神社向きにつきましては最終立坑に到達し、現在、南向きの推進工事の準備に取り組んでおります。

その他の工事につきましては、舗装工事を残すのみであります。

また、測量設計業務委託作業及び下水道台帳作成業務の進捗状況で

ございますが、双方とも年度内に完了するよう、順調に作業が進められております。

以上、簡単でございますが継続審査であります公共下水道事業の報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

木澤委員 予算の時にもいろいろ言わせていただきましたが、平成17年度について夜間工事というのはあるんですか。

下水道課長 現在、発注を計画しておる中では夜間工事の予定はいたしておりません。

木澤委員 やはり、体制について、今後、住民さんからの問合せ等、かなり増えると思いますので、住民さんに対して説明責任を果たせる体制づくりを採っていただきますように、強く要望しておきます。

委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

委員長 次に、各課報告事項について、(1)議案第15号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてのうち、当委員会所管に関するものについて理事者の報告を求めます。

観光産業 それでは、観光産業課所管に係ります補正予算について説明させて

課長

いただきます。

前回、委員会で説明させていただいた内容に変更はございません。

予算に関する説明書23ページをお願いいたします。

第5款農林水産業費、第1項農業費、第4目土地改良事業費、補正額は2,816万2,000円、これにつきましては、第13節委託料で200万円の減とさせていただいております。これは、町単、高安農道が地元要望によりまして中止となったことによるものでございます。第15節工事請負費、これも高安農道整備が減になったということと、守谷池整備工事につきましては県の補助額の決定によるものでございます。1,896万6,000円の減でございます。第17節公有財産購入費、716万6,000円の減。これは、高安農道の用地費でございます。

次に24ページをお願いいたします。第6款商工費、第1項商工費、第6目歴史街道ネットワーク事業費、補正額は175万9,000円の減でございます。これは、斑鳩の里ふるさと秋祭りの関係ですが、台風22号により当日朝に中止とされましたことにより、準備に用した経費を除き、減額とさせていただいたものでございます。

次に、歳入を説明させていただきます。16ページをお願いいたします。第20款諸収入、第4項雑入、第4目雑入、補正額は346万8,000円でございます。これは、守谷池の割当て減に伴います減ということでございます。

次に13ページをお願いいたします。下の段で、第15款県支出金、第2項県補助金、第3目農林水産業費県補助金でございます。補正額は129万円でございます。県単土地改良事業の高安水路の補助対象増に伴うものでございます。

次に11ページをお願いいたします。第12款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目農林水産業費分担金、補正額が820万2,000円でございます。これは、先ほど説明をさせていただいております守谷池の減によるものと高安農道の中止によるもので、820万2,000円の減ということでございます。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

建設課長 建設課所管に係りますものでありますが、予算に関する説明書の12ページをお開きください。

まず初めに、歳入であります。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目土木費国庫補助金、補正額であります。第4節住宅費補助金1億1,865万1,000円についてであります。平成13年度に町営住宅目安北団地建設事業の際に、NTT無利子貸付金貸付事業を活用し行ったことによりまして、貸付金の償還時期が5年で、その内2年据え置きということになりますことから、平成16年度から償還が始まります。その手続き及び償還金額の確定と国の補正予算が2月1日に成立したことによりまして、繰上一括償還するための補正額であります。

次に25ページをお開きください。歳出であります。第11款公債費、第1項公債費、第1目元金、補正額1億1,865万1,000円、第23節償還金利子及び割引料1億1,865万1,000円。このことにつきましては、ただ今歳入でご説明いたしました国庫補助金として受けたものを、同金額の元金を償還するための補正であります。

次に、6ページをお願いします。第2表繰越明許費補正であります。第7款土木費、第2項道路橋りょう費、事業名未登記道路整理事業、350万2,000円についてであります。阿波2丁目地内の道路整理につきまして平成16年度で取り組んでまいりましたが、広範囲であることから、一部境界確定等の事務作業等が出来ないことから次年度へ繰越をお願いします。ものであります。

以上簡単ではありますが、建設課所管についての報告とさせていただきます。

都市整備 それでは都市整備課に係りますものにつきまして、ご説明申し上げます。

課参事

ます。6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費補正でございます。第7款土木費、第4項都市計画費、事業名は法隆寺線整備事業でございます。これにつきましては、今年度、土地開発公社で取得いたしました事業地は、引渡しが家屋等移転終了後の来年度になることから、2,290万円につきまして次年度に繰越をお願いするものでございます。

続きまして、JR法隆寺駅周辺整備事業でございます。2億8,866万円の繰越をお願いしております。駅舎自由通路詳細設計及び法隆寺駅構内の配線変更工事の進捗状況から、今年度に予定しておりました詳細設計と配線変更工事の完了が見込めないことから、2億8,866万円につきまして、繰越をお願いするものでございます。

続きまして、7ページでございます。第3表債務負担行為補正でございます。これにつきましては、JR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金でございますが、JRが負担いたします橋上化負担金相当額の9,956万4,000円につきましては、JRから町へ納入されるということで、債務負担行為の予算14億7,021万8,000円を計上しておりましたが、JRと協議の結果、町が負担すべき橋上化負担金とJRの負担金を相殺することとなったため、駅舎橋上化工事負担金に係ります債務負担行為の額、14億7,021万8,000円からJR負担金相当額を控除いたしまして、13億7,065万4,000円に減額することといたしました。また、このうち、配線変更工事、2面2線化工事に係る事業費4億4,493万円につきましては、起債申請の調整をする中で、補償金として、明確に予算処理する必要が生じたために、債務負担行為の予算をJR法隆寺駅配線変更工事補償金4億4,493万円として追加させていただきまして、JR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金を9億2,572万4,000円に変更をお願いするものでございます。表の追加でございます。今、ご説明申し上げましたように、JR法隆寺駅配線変更工事補償金といたしまして4億4,493万円、変更といたしまして、JR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金14億7,021万8,000円の補正前の限度額

を9億2,572万4,000円に変更をさせていただき補正でございます。

以上が都市整備課に係りますものでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

木澤委員 ふるさと秋祭りのことなんですが、今回、残念ながら雨で中止になってしまったという事ですが、使いまわしが出来るものは少ないと思いますが、やはり予算を組んでやっている以上、出来なかった分、その金額というのは無駄にならないように、また来年度も予算を組んでいただいている中では、ちょっと少なめに組んでいただいていたと思うのですが、そういった形で事業ができるようによろしく願いいたします。

もう1点、JR法隆寺駅舎の詳細設計について、見込みがまだ立たないという事ですが、これは工事との関係もあって、いつ頃ぐらいに見込んでおられるかというのを聞かせていただきたい。

都市整備課参事 詳細設計につきましては、意匠等の関係で、種々、担当委員会の方でご審議いただいた中で、少し遅れてきた関係でそういう形にされる訳でございますが、実際の出来あがり、JRの担当と調整する中では10月頃と言われておるのですが、出来るだけ早く完了するようということで、町から厳しく要請をしているところでございます。

木澤委員 今質問させてもらった詳細設計で、参事が答弁していただいたのは、デザインの変更も含めたという事ですか。

都市整備課参事 そういう事でございます。

木澤委員 そうなると10月頃になるまで分からないという事ですね。詳細設

計がされてくるという、デザインを変更しますという事で、完全に出
来あがってくるものだと思うのですが、都市基盤整備特別委員会の中
で、この問題については他の委員さんからも意見があつて、もう少し
進めるに当たっては委員会等と相談をしながら進めていくような状態
にあるんじゃないかなと感じているんです。そういった意味では、以
前に1回話が出てきたんですが、そこで意見があつた事ですから、も
う少し議論ができる形で理事者側も特別委員会等で、議題として上げ
ていただきたいと要望だけしておきます。

委員長 答弁はよろしいですね。

木澤委員 はい。

委員長 他にございませんか。これをもって質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第15号、平成16年度斑鳩町
一般会計補正予算（第8号）についてのうち、当委員会所管に関する
ものについて、当委員会として了承することとしてよろしいか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。
本件については、当委員会としてこれを了承することと致します。

委員長 他に理事者の方から報告はございませんか。

（ 報告なし ）

委員長 以上、これら各課所管に関する件については、報告を受け了承をし
たということで終わっておきます。

委員長 次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受けしてまいりたいと思います。

吉川委員 一点だけお願いなんですけれども、予算委員会でも申し上げてましたように、道路整備5ヶ年計画という事を出していただいておりますので、やっぱりこの計画に基づいて随時進めてもらうような検討を、説明あった11番の町道437号線なんか150メートルしか組んでないわけですな、聞いてますと。1,600メートルあって途中で私は難所と言ったら言葉に語弊あるかも分かりませんが、もっと難しいところがあるんです。今のような状態でいって、実際できるのかどうか。何もこの路線だけではなしに、やっぱり道路整備5ヶ年計画という事で挙げているんだから、これに基づいて予算を配分し、また計画していただきたいと思う。やっても、やれない所がある。しかしあの路線については、今おっしゃってもらっている所は、私はいけると思うんですよ、何も無いんだから。あれに家でも建ったら可能性あるのかどうか分かりませんが、もしあったらまた難しくなってくると思います。特に三代川の整備が遅れている、富雄川の整備も遅れている、これ、大和川もあっては困るけれども、大きな雨が降って、今の現状を見てますと、河合側よりも斑鳩町の堤防の強度はえらい違うと思うんですよ。本当にあったら困るんですけれども、やっぱりそれを補強するためにも、道路を広げる、また護岸の強度を強めるという意味においても、是非とももう少し延長した、誠意ある予算を組んでほしかったなと思いますので、今後やっぱりそれに向って最大の努力をしていただくように、予算委員会でも言っても、お願いしておきます。終わります。

木澤委員 以前に一般質問もさせていただいたんですが、住民さんから要望のあった信号機等の設置につきましてですけれども、西和警察と連携してやっていただいている部分について、駅前の南都銀行の所の交差点に音声信号をつけてほしいという要望が出されていたと思うんですけれ

ども、それについて経過としてどうなっているかという事をお聞きしたいと思います。

建設課長　ただ今質問いただいています、興留7丁目の所の信号機の関係で視覚障害者用の信号機という事で、音声だと思えるんですけども、これについては、警察を通じまして県の公安委員会が設置するという関係になりますけれども、平成16年度におきましても、西和警察に要望はしているんですけども、なにぶん信号機及びこういった類のものにつきましても、特に音声付といいますと、箇所的に付ける場所がなかなか、順番的に場所から見ますとなかなか回ってこないというのが実状なんですけれども、町としては住民の方についても、そういった要望なり、いただいているという事もありますし、今後そういう事につきましては、西和警察を通じまして公安委員会に更に要望をしていきたいという状況であります。ですから、なかなか県も予算と言いますか、そういった事も含めて増額していただくように、要望もしていきたいと考えております。ですから今の要望については、今年度はなかなか難しいという事ですので、次年度に向けて更に要望していきたいと思っております。

木澤委員　予算配分のある中で順番待ちはある意味いたしかたない事だと思うんですけども、あそこの交差点、また通っておられる方とお話をさせてもらったんですけども、その方は目が不自由な方で駅に向かって行く時に県道を通る時には万代の前を通過して、そのまま南都銀行の所から高架下の方に真っ直ぐ抜けて、駅の方に行かれるそうなんですけれども、南都銀行の所、服部道には歩道がありませんので、車がすぐ間近に止まっている。車が奥の方でしっかり止まっててくれたらいいんですけども、ちょっと出られると杖にコンと当たってすごい怖い思いをします。あと、あそこは高架に上る所と高架の下に行く方とどっちも車通りますから、やはり入り乱れて危ないという所を、大変毎日不安を感じながら通っているとおっしゃってましたので、やはりあ

そこには音声信号をつけて誘導が必要ではないかなと私も感じますので、また今後要望される際にはそういった事情も、西和警察の方にも言っていて、なるべく早く設置いただけるようよろしくお願い致します。

もう一点、予算審査特別委員会の中でも意見があったんですけども、農業委員の数についてなんですけれども、農業委員の数が何人が適性か、というのを決めるのは、これはどこで決めるんですか。

町 長

予算委員会でも申し上げましたように、定数は20という事で、1号議員ですけれども。それを町は15名という事でできるだけそういう形の配分をしてますし、議会でもご相談申し上げて議会から一時3名であったやつを2名にし、農協関係からも出ていただけるように。当初は議会から3名であったと思いますけれども、それを2名にさせていただいて、JAの関係とかあるいは北和共済とか、そういう形で出ていただく。15名プラス6名という事で21名という事です。減らす、減らさない、これはやっぱり、これからの議論の過程ですから、やっぱりみんなが減らすという事で確認できれば、15名から何人か減らしていくという事になりますけれども、ただ、農業委員会は選挙したから定員が15名で無投票だという事で、もっと減らしたらいいじゃないか、という議論になりますけれども、やっぱり色々実状はあります。農家を守っていく中で、なかなかやっぱり出にくい環境ですから、定数を減らしたらいいわ、という事にはならないと思いますし、そこはやっぱり議会ともご相談申し上げて、もし15名を減らすならば減らすという傾向があるとしたら、その部分をどうして減らしていくのか、そのバランスを保っていかなかつたら、今でも仮に神南の場合だったら、小吉田との絡みがありますから、あるいはまた私の方の駅前だったら新家・駅前・阿波という絡みもございますから、一回ずつ交代という事で出てもらってますから、そこらの事も十分考えていかなかつたら。町としては15名、20名のところを15名という事で1号議員おられますけれども、7月選挙ですから、その事の

実態を十二分に把握して今後検討するのだったら検討するという事になっていくと思います。

木澤委員 所管の建設水道常任委員会の中で議論をして、何人が適正かというのを決めるのだったら、ここになるという事なんですかね。

委員長 暫時休憩します。

(午前 9時54分 休憩)

(午前10時06分 再開)

委員長 再開します。

木澤委員 農業委員の定数を決めるというのが、農業委員会の方と調整をはかっていただくという事。農業委員会の方で色々議論していただいて、人数についても諮っていくという事でいいんですか。

観光産業課長 農業委員の定数につきましては、農業委員会で議論し、定数15名となっているわけですがけれども、変更が必要なものについては、条例改正が必要となってくると考えておりますので、よろしく申し上げます。

木澤委員 単純に緊縮財政というのが一定反映できるとは思いませんけれど、今回定数枠を1名増やされるという事で、今後の適正人数につきましても、やはり農業委員会の方としっかり調整をとっていただいて、何人が適正なのかという事を今後やはり調査・研究をしていただきたいという事を意見として申し上げておきます。

飯高委員 以前にも委員会で質問したんですけれども、法隆寺南住宅の雨水排水の件なんですけれども、その時に一定の答弁はいただいているんで

すけれども、その後の進捗という事でお聞きしたいんですけれども。

建設課長

法隆寺南住宅の雨水排水管の整備という事なんですけれども、これにつきましては、以前にもご質問いただきまして、内容的には今年の5月13日の局地的な豪雨によりまして、一部この区域で道路が冠水したという事で、排水関係について地元と協議をしてきたわけなんですけれども、町といたしましてもその後、以前にも報告しておりますけれども、管網の調査、管の大きさまた勾配の関係等について、区域の全域について調査しました。特にこの区域につきましては、先ほど申されている法隆寺南住宅だけではなく、法隆寺第一団地との合同の関係で調査が必要という事になりますので、そういった形で調査を進めたいと思います。ただ、この箇所につきましては、区域も相当広いという、面的な関係で相当広いという事がありまして、地元と協議はしているんですけれども、その中で浸水被害をなくすという形で町の方も取り組んでいくという形で計画はしておりまして、平成17年度から一応計画しています。この内容につきましては、また地域の自治会長さんとも協議もしているんですけれども、今後におきましてもそういった計画内容について、十分地元と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。最近の事を言いますと、3月8日に地元の自治会さんと協議をさせていただいて、今後協議をしながら進めていきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

(その他質疑なし)

委員長

その他についても、これをもって終了いたします。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

委員長 これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。
ご苦勞様でした。 (午前10時13分 閉会)